政令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十五号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号中「第三十七条第四号」を「第三十七条第五号」に改める。

第二十条第一項中「二十一人」を「二十人」に改める。

第三十六条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第三十七条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　総合的な交通体系の整備に関すること（公共交通政策部の所掌に属するものを除く。）。

第五十三条中「、命を受けて」を削り、「分掌する」を「つかさどる」に改め、第三号を削る。

附　則

この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十六号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附　則

この政令は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十七号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年七月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

国土交通大臣　羽田雄一郎

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十八号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十六号）の施行に伴い、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十八第一項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第四項及び第七条、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第三号中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条中「第十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条を第十八条とし、第十二条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十一条中「第十九条第一号ニ」を「第二十条第一号ニ」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。